

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車工業会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車部品工業会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本産業車両協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本農業機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本建設機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車機械工具協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

公益社団法人 全国通運連盟会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 全国自家用自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 鉄骨建設業協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本橋梁建設協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本鉄鋼連盟会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 全国レンタカー協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号の 3
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」
の取扱いについて」の廃止について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

国自技環第 207 号
令和 5 年 3 月 31 日

各地方運輸局長 殿

自動車局長 (公印省略)

「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による
港湾物流効率化事業」の取扱いについて」の廃止について

「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（平成 17 年 12 月 2 日閣議決定）により、構造改革特別区域において講じることが可能な規制の特例措置として、関係する告示及び通達に基づき、これまで基準緩和の認定による処分をおこなってきたところであるが、今般、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和 4 年 10 月 7 日閣議決定）において、当該特例制度を全国の港湾施設へ展開することが適当とされたことを踏まえ、「構造改革特別区域における「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」の取扱いについて」（平成 17 年 12 月 27 日付け国自技第 202 号国土交通省自動車交通局長通達）は令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。